

私立小・中学校に通う児童・生徒への給食費相当額支給の方向性について

私立小・中学校に通う児童・生徒を対象とした給食費相当額支給について、対象や支給金額、実施方法を協議します。

1 現状及び東京都の動向を踏まえた方向性

区では、長引く物価高騰への対策や、給食費無償化に向けて具体的方策を検討するとして国の動向を踏まえ、学校設置者として、令和5年9月から区立学校の給食費を不徴収としています。また、生活保護や就学援助の受給対象となる世帯においては、子どもが私立学校等に通っている場合でも学校給食に係る費用が支給されています。しかし、区在住で私立小学校等に通う児童は全体の約2割、私立中学校等に通う生徒は全体の約6割に上り、一定数の家庭は給食費無償化の対象外となっています。

こうした中、東京都が私立小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に対して給食費相当額の補助を実施する区市町村に対し、令和8年度から補助を実施する方針を示しました。東京都の動向を踏まえ、区として私立学校等に通う児童・生徒を対象とした給食費相当額の支給を実施します。

2 実施内容

(1) 対象

以下のすべてに該当する子ども

ア 港区に住民登録があること

イ 当該年度に小学1年生から中学3年生の学齢であること

ウ 港区立学校に在籍していないこと

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外

・現在通っている学校で給食費が無償化となっている場合

・生活保護、就学援助、東京都就学奨励事業等の他制度により給食費相当額の支援を受けている場合

(2) 支給金額（想定）

小学生 74,800円 ※想定対象人数 約4,000人

中学生 88,000円 ※想定対象人数 約4,100人

(3) 実施方法

区立学校以外に通う学齢期の子どもがいる家庭に対して申請書類を送付し、提出された申請内容等に応じて支給金額を決定のうえ指定口座に入金します。支給は年間3回に分けて行い、各回の基準日に住民登録がある子どもを対象とします。

3 事業規模（予定）

700,000千円

【内訳】

・補助金 660,000千円

・委託料 40,000千円

※東京都における私立小中学校等給食費負担軽減区市町村補助事業により、私立小・中学校及び私立特別支援学校に通う児童・生徒に支給する金額については一定の歳入が見込まれています。補助上限単価等の詳細は今後東京都から示される予定です。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年	4月17日	庁議における審議
	4月23日	教育委員会定例会（審議）
	5月	区民文教常任委員会
	6月	港区議会第二回定例会補正予算上程
	8月	委託事業者との契約
	8～10月	システム構築、コールセンター、BPOセンター開設
	11月	対象者あて申請書類送付開始